

第4章 連結所得の金額の計算

第1節 連結所得金額及び連結法人税額の計算方法

連結納税制度において課税標準となる連結所得金額は、連結グループに属するすべての法人を一のものとした場合に計算される所得金額です。

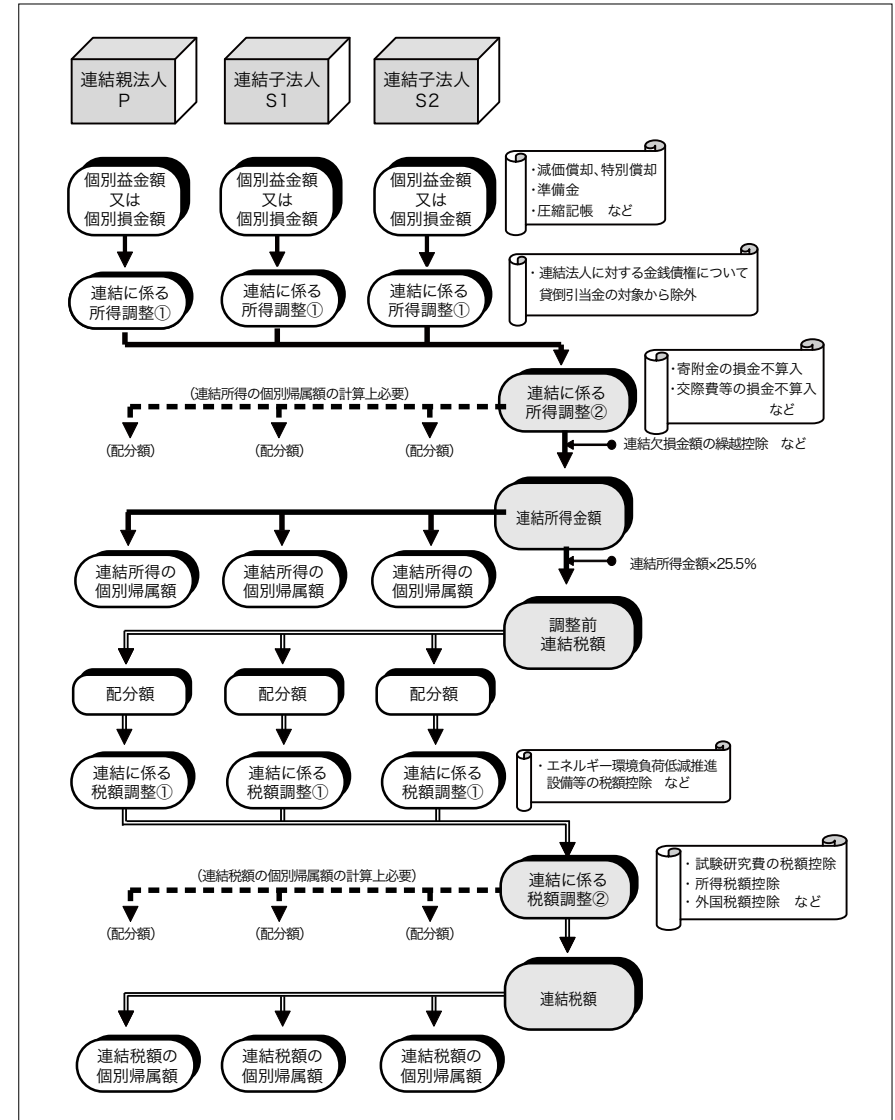
ただし、計算技術上は、各連結法人の個別所得金額の計算を基礎として、単体ベース・連結ベースのそれぞれにおいて益金の額及び損金の額の調整を行った上で、連結グループ全体としての連結所得金額及び連結法人税額を計算することになります（法第81条の2、81条の3）。

この連結所得金額及び連結法人税額を計算する場合には、次の段階に分けて計算をしていきます。

段階	計 算
①	各連結法人の個別所得金額の計算
②	①を基礎として連結納税に係る所得調整
③	②の調整後の連結所得金額に税率を乗じて調整前連結法人税額の算出
④	連結納税に係る税額調整
⑤	連結法人税額の決定

連結ベースで行われた所得金額及び税額の調整額は、それぞれの連結法人へと配分され、常に各連結法人の個別帰属額が把握されます。

これについて、連結納税制度の創設当初は、「一体性を持つ企業グループ」といっても、組織的に統合された単一の法人とは異なり、法的には独立した権利義務の主体である個々の法人が株式保有関係を通じて親会社の支配下に統合されたものに過ぎず、株式の取得・譲渡等を通じて企業グループへの加入や企業グループからの離脱が行われる流動的な存在である」（政府税調法人課税小委員会「連結納税制度の基本的考え方」平成13年10月9日）と説明されており、連結納税制度と単体納税制度が常に平行する関係であり、



一旦、連結納税制度を選択したとしても、持ち株比率の変更等によっては単体納税制度に戻ることもあり得ることに配慮したものと解されています。

以下、本章においては、連結所得金額の計算について、詳しく見ていきます。連結法人税額の計算については、後掲第5章をご参照下さい。